

な運営計画をたて、全職員が共通理解にたち、効果的な養護教育がすすめられる学校運営に努める。

(二) 児童福祉施設、医療施設等と密接な提携を図り、福祉、医療、教育間の情報交換等を組織的に行い、障害児の全面発達を促進できる学校、学級運営をくふうする。

(三) 特殊学級は、学級編制の方針を明確にし、学校経営の中に正しく位置づけ、適切な運営に努める。

(四) 障害児児童生徒と健常児の分離教育統合教育の必要性をそれぞれじゅうぶんに検討のうえ、健常児との適切な交流のしかたをくふうする。

(五) 校内研修の努力目標を設定し、研修計画を学校経営計画の中に位置づけ、養護教育の多様化に応じられる研修の組織的推進に努める。

三、障害の種類、程度に対応した教育課程の編成に努める。

(一) 盲、聾、養護学校学習指導要領を基準にし、障害の状態に即した教育課程を編成する。

生活科、道徳、養護・訓練の指導にあたっては、学級及び児童生徒ごとの実態を考慮し、有効な方法を講ずるように努める。

(二) 指導計画は、学級の実態に即して合科・統合の指導形態、教科別・領域別指導形態を適切に組み合わせて作成するように努める。

(三) 児童生徒の障害状況に応じるため

個別に指導目標をたて、評価しながら指導を進めるよう配慮する。

同じ題材で学習を進める場合でも学習の到達目標や内容を個別に用意し、到達度、適応のしかた等を確かめながら指導するように努める。

四、障害に応じた指導方法、教材教具の活用、開発に努める。

(一) 児童生徒一人一人の心身の障害の程度、発達段階に応じた指導法、特に訪問教育の内容、方法の確立に努める。

(二) 教科書や既製の教材教具等の使用について絶えず研究し、適時、適切な活用に努める。

視聴覚教材や学校図書館の資料等についても、児童生徒一人一人の特性に合ったものを精選して、その活用を図る。

(三) 児童生徒一人一人の特性に合った教材教具の創作と活用に努める。

五、身辺処理の確立、社会的自立を強化する指導をくふうする。

(一) 観察や調査、検査を実施して、個人理解のための資料を整備し、有効な指導方針を立てて指導に当たるように努める。

(二) 学校におけるあらゆる場を日常生活指導の機会として、身辺処理の確立に努めるとともに、家庭との連絡を密にして、学校における指導が家

庭でも生かされるように配慮する。

(二) 作業学習を取り入れ、作業態度や責任感等を養うとともに、社会自立の意欲を高める指導法の研究を進める。

六、健康の保持増進、安全生活を図る習慣と態度の育成に努める。

(一) 健康状態の観察や調査を計画的に進めるとともに、関係機関の協力を得て情報、資料を収集、整備し、その活用を図る。

(二) 危険から身を守る方法について具体的に指導するとともに、交通事故防止のための訓練や安全な遊びの指導を徹底する。

(三) 学校施設、用具の管理、薬品等の保管に留意するとともに、安全な使用と事故防止のための適切な指導をする。

七、実態に即した進路指導の充実を図る。

(一) 進路指導を全体計画の中に正しく位置づけ、適切な時間を確保し、指導の徹底を図る。

(二) 進路に関する情報、資料等を収集整理し、その計画的な活用に努める。

(三) 自己の障害を理解し、その障害に基づく種々の困難を克服しながら自己の進路を設計できるように指導する。

(四) 進路決定に当たっては、生徒の障

害の程度、能力、特性を的確には握し、保護者の意見をじゅうぶんに反映させるよう努める。

(五) 就職指導に当たっては、職業安定所、事業所等の関係機関と密接な連絡を取り適切な指導をする。

八、地域社会の啓発に努める。

(一) 全校職員が養護教育に対する正しい認識を持ち、共通理解に立って地域社会の啓発に当たられるように研修を深める。

(二) 健常児と障害児との交流等によって友愛の精神を育て、健常児を通して、一般保護者が心身障害児に対する正しい理解を持つよう努力する。

(三) 授業参観や作品展示会、学習発表会等を通して、養護教育に対する地域社会の理解と協力を得るよう努力する。

(四) 広報活動を活発にし、養護教育に対する理解と共感を深めるよう努力する。

(五) 養護教育研究諸団体及び各種親の会等と、密接な協力関係を保ち、養護教育に関する地域社会の啓発を進める。